



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年12月7日火曜日 第2225号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... 932

告 示

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 937

土地改良区役員の就退任の届出..... 937

土地改良区の定款変更の認可..... 937

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 937

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件)..... 938

労働委員会公告

調停申請の公示..... 938

規 則

○愛媛県規則第43号

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月7日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、この規則の定めるところにより、林業従事者等(林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する林業従事者等をいう。以下同じ。)及び認定中小企業者(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第11条第1項に規定する認定中小企業者をいう。以下同じ。))に対し、予算の範囲内において、林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。</p> <p>2 県は、前項に規定する場合のほか、林業従事者等及び認定中小企業者に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関(法第3条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内において、当該業務に必要な資金の全部を貸し付けるものとする。</p> <p>(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)</p> <p>第2条 前条第1項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の一林業従事者等ごと及び一認定中小企業者ごとの限度額は、個人にあっては1,500万円、会社にあっては3,000万円、会社以外の団体にあっては5,000万円(木材産業に係る林業・木材産業改善措置(林業従事者等が実施するものに限る。以下同じ。))及び木材産業に係る林業・木材産業改善措置を支援するための措置(認定中小企業者又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が実施するものに限る。以下「支援措置」という。)を実施する場合にあっては、それぞれ1億円)とする。ただし、知事が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、この規則の定めるところにより、林業従事者等(林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する林業従事者等をいう。以下同じ。)) _____ に対し、予算の範囲内において、林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。</p> <p>2 県は、前項に規定する場合のほか、林業従事者等 _____ に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関(法第3条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内において、当該業務に必要な資金の全部を貸し付けるものとする。</p> <p>(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)</p> <p>第2条 前条第1項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の一林業従事者等ごと _____ の限度額は、個人にあっては1,500万円、会社にあっては3,000万円、会社以外の団体にあっては5,000万円(木材産業に係る林業・木材産業改善措置 _____ を実施する場合にあっては、それぞれ1億円)とする。ただし、知事が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労</p>

働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣に協議をしたときは、当該協議をして定めた額とする。

2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。

貸付金の区分	償還期間	据置期間
1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金であって林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要なもの	12年以内	3年以内
2 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金であって林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業者が同法第6条第2項に規定する認定計画に従って同法第5条第1項に規定する改善措置を行うのに必要なもの	15年以内	3年以内
3 農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金	12年以内	5年以内
4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金	12年以内	3年以内
5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金	12年以内	3年以内
6 前各号に規定する資金以外の資金	10年以内	3年以内

3 省略

（借受資格）

第4条 貸付金の借受者たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1)～(4) 省略

(5) 支援措置を実施する認定中小企業者であって、次のいずれにも該当しないもの

ア 金融業又は保険業を営むもの

イ 融資機関から取引の停止の措置を受けているもの又は手形若しくは小切手の不渡りがあったときから6箇月を経過していないもの

ウ 暴力的不法行為を行うもの

エ 申込みの際し、金融業等を営む者への仲立ち、取次ぎ等の活動を行う第三者を関与させ、又は関与させようとするもの

オ 事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許可等を受けずに、当該事業を行っているもの

2 前項に規定する借受者たる資格を有する者（同項第5号に掲げ

働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣に協議をしたときは、当該協議をして定めた額とする。

2 貸付金の償還期間は、10年（3年以内の据置期間を含む。）と

する。ただし、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金であって林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要なものにあつては12年（3年以内の据置期間を含む。）以内とし、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金であって林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業者が同法第6条第2項に規定する認定計画に従って同法第5条第1項に規定する改善措置を行うのに必要なものにあつては15年（3年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 省略

（借受資格）

第4条 貸付金の借受者たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1)～(4) 省略

2 前項に規定する借受者たる資格を有する者

る者を除く。)のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1)・(2) 省略

(貸付資格の認定)

第5条 省略

2 知事は、前項の認定(以下「認定」という。)の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置(認定中小企業者である申請者にあつては、支援措置)を実施することにより、その経営(認定中小企業者である申請者にあつては、その支援する林業・木材産業改善措置を実施する林業従事者等(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)の経営)を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合であつて、当該林業・木材産業改善措置(認定中小企業者である申請者にあつては、その支援する林業・木材産業改善措置)の内容が次の各号(認定中小企業者である申請者にあつては、第1号から第4号まで)のいずれかに該当するときに限り、認定をするものとする。

(1)~(6) 省略

3・4 省略

(認定の取消し)

第10条 知事は、貸付けの決定から貸付対象事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置又は支援措置に関する計画が達成できない見込みとなつたときは、当該計画に係る認定を取り消すものとする。

2 省略

(県貸付金の貸付けの手續等)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」という。)の償還期間は、16年(4年(農商工等連携促進法第12条第2項に規定する資金に係る県貸付金にあつては、6年)以内の据置期間を含む。)以内とする。

5~9 省略

(融資機関が行う貸付けの手續等)

第15条 第2条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定は、融資機関が行う林業従事者等及び認定中小企業者に対する林業・木材産業改善資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 2 columns: Left column contains '省略' (Omission), right column is empty.

2 省略

(書類の経由等)

第16条 第5条第1項、第6条第1項及び第12条第2項の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者が第4条第1項第1号に掲げる者、同項第3号に掲げる者(同項第1号に掲げる者の組織する団体に限る。以下「第1号団体」という。)、同項第4号に掲げる者及び同項第5号に掲げる者(同項第1号に掲げる者、第1号団体又は同項第4号に掲げる者と連携する認定中小企業者に限る。以下「第1号連携認定中小企業者」という。)であるときはその者の住所地(当該住所地と林

_____)のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1)・(2) 省略

(貸付資格の認定)

第5条 省略

2 知事は、前項の認定(以下「認定」という。)の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置_____を実施することにより、その経営_____を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合であつて、当該林業・木材産業改善措置_____の内容が次の各号_____のいずれかに該当するときに限り、認定をするものとする。

(1)~(6) 省略

3・4 省略

(認定の取消し)

第10条 知事は、貸付けの決定から貸付対象事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置_____に関する計画が達成できない見込みとなつたときは、当該計画に係る認定を取り消すものとする。

2 省略

(県貸付金の貸付けの手續等)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」という。)の償還期間は、16年(4年_____以内の据置期間を含む。)以内とする。

5~9 省略

(融資機関が行う貸付けの手續等)

第15条 第2条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定は、融資機関が行う林業従事者等_____に対する林業・木材産業改善資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 2 columns: Left column contains '省略' (Omission), right column is empty.

2 省略

(書類の経由等)

第16条 第5条第1項、第6条第1項及び第12条第2項の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者が第4条第1項第1号に掲げる者、同項第3号に掲げる者(同項第1号に掲げる者の組織する団体に限る。以下「第1号団体」という。))及び同項第4号に掲げる者_____であるときはその者の住所地_____

業・木材産業改善措置又は支援措置の施行地とが異なる場合にあっては、当該施行地)をその地区内に含む森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第2項第1号に掲げる事業を行う森林組合(以下「森林組合」という。)を、第4条第1項第2号に掲げる者、同項第3号に掲げる者(同項第2号に掲げる者の組織する団体に限る。以下「第2号団体」という。)及び同項第5号に掲げる者(同項第2号に掲げる者又は第2号団体と連携する認定中小企業者に限る。以下「第2号連携認定中小企業者」という。)であるときは愛媛県木材製材協同組合(以下「県木協組」という。)を通じ、所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるとき及び愛媛県森林組合連合会(以下「県森連」という。)又は県木協組(以下「県森連等」という。)が当該書類を提出しようとするときは、森林組合又は県木協組(以下「事務取扱機関」という。)を通じる必要はないものとする。

2 省略

3 第6条第3項の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者が第4条第1項第1号に掲げる者、第1号団体、同項第4号に掲げる者及び第1号連携認定中小企業者であるときは森林組合を通じ、及び県森連を経由して、第4条第1項第2号に掲げる者、第2号団体及び第2号連携認定中小企業者であるときは県木協組を経由して知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、森林組合を通じる必要はないものとする。

4 省略

5 第9条第1項(前条第1項において準用する場合を含む。)、前条第1項において準用する第6条第1項及び前条第1項において準用する第12条第2項の規定により知事に提出する書類は、地方局長を経由しなければならない。

様式第1号(第5条、第6条、第15条関係) 林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

省略								
林業・木材産業改善措置(支援措置)に関する計画								
林業・木材産業改善措置(支援措置)の目標	省略							
林業・木材産業改善措置(支援措置)の内容	省略							
林業・木材産業改善措置(支援措置)	項	年度別の事業量						林業・木材産業改善措置
	目	年	年	年	年	年	年	年
		度	度	度	度	度	度	度
		()
		月						

_____をその地区内に含む森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第2項第1号に掲げる事業を行う森林組合(以下「森林組合」という。)を、第4条第1項第2号に掲げる者及び同項第3号に掲げる者(同項第2号に掲げる者の組織する団体に限る。以下「第2号団体」という。) _____

であるときは愛媛県木材製材協同組合(以下「県木協組」という。)を通じ、所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるとき及び愛媛県森林組合連合会(以下「県森連」という。)又は県木協組(以下「県森連等」という。)が当該書類を提出しようとするときは、森林組合又は県木協組(以下「事務取扱機関」という。)を通じる必要はないものとする。

2 省略

3 第6条第3項の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者が第4条第1項第1号に掲げる者、第1号団体及び同項第4号に掲げる者 _____ であるときは森林組合を通じ、及び県森連を経由して、第4条第1項第2号に掲げる者及び第2号団体 _____ であるときは県木協組を経由して知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、森林組合を通じる必要はないものとする。

4 省略

5 第9条第1項(前条第1項において準用する場合を含む。)、前条第1項において準用する第6条第1項及び同条第1項において準用する第12条第2項の規定により知事に提出する書類は、地方局長を経由しなければならない。

様式第1号(第5条、第6条、第15条関係) 林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

省略								
林業・木材産業改善措置 _____ に関する計画								
林業・木材産業改善措置の目標	省略							
林業・木材産業改善措置の内容	省略							
林業・木材産業改善措置	項	年度別の事業量						林業・木材産業改善措置
	目	年	年	年	年	年	年	年
		度	度	度	度	度	度	度
		()
		月						

措置) の実施 時期	日)							(支 援措 置) の対 象
	省 略							
<p>記載要領 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置(支援措置)については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置(支援措置)以外の措置についても必要に応じ記載すること。</p> <p>2 年度別の事業量欄は、当該認定に係る林業・木材産業改善措置(支援措置)に係る事業の完了予定月日を括弧書きで記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。</p> <p>3 林業・木材産業改善措置(支援措置)の対象の欄は、林業・木材産業改善措置(支援措置)として行う項目につき、印を付すこと。</p>								
林業・ 木材産 業改善 措 置 (支援 措置) を実施 するの に必要 な資金 の額及 びその 調達方 法	省略	<p>記載要領 総事業費の区分の欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善(支援)措置も区分して記載すること。</p>						

注1 省略

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第12号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

省略

注1 省略

2 林業従事者等又は認定中小企業者から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第6号)の写しを添付すること。

様式第13号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書

省略

注1 省略

2 林業従事者等又は認定中小企業者から提出のあった林業・

の実施 時期	日)							の対 象
	省 略							
<p>記載要領 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置_____については当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置_____以外の措置についても必要に応じ記載すること。</p> <p>2 年度別の事業量欄は、当該認定に係る林業・木材産業改善措置_____に係る事業の完了予定月日を()書で記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。</p> <p>3 林業・木材産業改善措置_____の対象の欄は、林業・木材産業改善措置_____として行う項目につき、印を付すこと。</p>								
林業・ 木材産 業改善 措 置 _____	省略	<p>記載要領 総事業費の区分の欄は、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載すること。また、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置_____も区分して記載すること。</p>						

注__ 省略

様式第12号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

省略

注1 省略

2 林業従事者等_____から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第6号)の写しを添付すること。

様式第13号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書

省略

注1 省略

2 林業従事者等_____から提出のあった林業・

木材産業改善資金償還金支払猶予申請書（様式第8号）の写しを添付すること。

木材産業改善資金償還金支払猶予申請書（様式第8号）の写しを添付すること。

告示

○愛媛県告示第1368号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年12月7日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年12月7日から12月20日まで

○愛媛県告示第1369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市庄内土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年12月7日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists board members and their addresses.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists retiring members and their addresses.

Table with 3 columns: 氏名, 住所. Lists board members and their addresses.

○愛媛県告示第1370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市飯岡土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年12月7日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第1371号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・赤坂地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年12月7日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・赤坂地区）計画書の写し

(2) 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成22年12月8日から1月12日まで

3 縦覧場所

伊予市役所本庁

○愛媛県告示第1372号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・赤坂地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

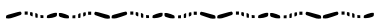
平成22年12月7日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・赤坂地区）計画書の写し
 - (2) 松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間

平成22年12月8日から1月12日まで
- 3 縦覧場所

松前町役場



○愛媛県告示第1373号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・大井手地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年12月7日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・大井手地区）計画書の写し
 - (2) 久万高原町分担金及び負担賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間

平成22年12月8日から1月12日まで
- 3 縦覧場所

久万高原町役場

労働委員会公告

○公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第3号の規定により調停の申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第7条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成22年12月7日

愛媛県労働委員会

会長 白 石 喜 徳

- 1 申請年月日

平成22年11月25日
- 2 関係当事者

申請者 松山市宮田町132番地
 全国一般愛媛地方労働組合松山支部
 執行委員長 山内 俊夫
 松山市南高井町1491番地
 全国一般愛媛地方労働組合松山支部
 真光会分会
 執行委員長 下田 健二

被申請者 松山市南高井町1491番地

財団法人 真光会

理事長 植田 孝一郎

3 事業の種別

医療業

4 調停事項

退職金規程見直しにおける団体交渉の誠実な実施及び促進